

県の重点施策

■

県と市町村との連携協力事項

県の重点施策・市町村との連携協力事項

1	総合政策部	
1	日本一挑戦プロジェクトについて	P 1
2	総務部	
1	県と市町村の人事交流等について	P 5
3	総務部危機管理局	
1	南海トラフ地震等大規模災害への対応強化	P 6
2	市町村長による危機管理の要諦	P 8
3	個別避難計画策定の推進強化	P 9
4	福祉保健部	
1	子ども・若者プロジェクトの推進について	P 10
5	環境森林部	
1	グリーン成長プロジェクトにおける再造林の推進について	P 11
6	商工観光労働部	
1	「スポーツ観光プロジェクト」における市町村との連携について	P 12
7	農政水産部	
1	豚熱対策について	P 13
2	地域計画の実現に向けた取組について	P 15
8	県土整備部	
1	盛土規制法の運用開始について	P 16
2	木造住宅等耐震化支援事業について	P 17
9	宮崎国スポ・障スポ局	
1	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポについて	P 18
10	企業局	
1	市町村等の小水力発電導入支援について	P 19
11	教育委員会	
1	公立学校情報機器整備支援事業	P 20
2	学びに向かう力を育むA I教材活用事業	P 20
12	警察本部	
1	犯罪情勢と警察の取組	P 21
2	交通事故の現状と抑止対策	P 21

1 取組の柱と方向性

子ども・若者プロジェクト

～日本一生き育てやすい県への挑戦～

【取組の柱と方向性】

- 1. 出逢い・結婚の希望を叶える**
出逢い・結婚支援の充実・強化
- 2. 子どもがほしい人の希望を叶える**
第2子以降の希望を後押しする施策等の展開
- 3. 安心して子育てできる教育環境をつくる**
様々な環境の子どもを支え、
夢や希望を後押しする教育環境の整備

グリーン成長プロジェクト

～再造林率日本一への挑戦～

【取組の柱と方向性】

- 1. 循環型林業の推進**
産学官・県民が一丸となった再造林に係る
“宮崎モデル”の構築
- 2. 循環型農水産業の推進**
地域資源を最大限活用する宮崎らしい
取組の構築
- 3. 脱炭素化による成長の実現**
各産業部門の脱炭素経営の推進

スポーツ観光プロジェクト

～スポーツ環境日本一への挑戦～

【取組の柱と方向性】

- 1. 世界レベルのキャンプ・大会の戦略的な誘致**
競技別部会、ワンストップ窓口等による
誘致・受入体制の強化
- 2. 戦略的・計画的なハード整備**
スポーツ施設整備計画による施設の高質化
- 3. 県内全域のスポーツ環境の充実**
(全県化・通年化・多様化)
県・市町村のネットワーク強化

2 令和6年度の取組状況、主な指標の進捗

【主な取組状況】

- 結婚支援コンシェルジュ2名を配置
(市町村担当、企業担当)
- 男性の育休取得に取り組む企業等の支援
- 県教育支援センター「コネクト」の設置

【主な指標の進捗状況】

- 合計特殊出生率
PJ前(R4):1.63 ⇒ 目標:1.8台
現況(R5):1.49 (全国第2位)
- 婚姻数
PJ前(R4):3,805組 ⇒ 目標:4,500組
現況(R5):3,592組
- 県内高校生留學生数
PJ前(R元):88人 ⇒ 目標:400人
現況(R5):194人

【主な取組状況】

- 宮崎県再造林推進条例の公布・施行
- 全国初となる地域再造林推進ネットワーク
を県内8地域に設立
- 耕畜連携コンソーシアムを県内14地域に
構築

【主な指標の進捗状況】

- 再造林率
PJ前(H30~R2平均):73% ⇒ 目標:90%以上
現況(R5):78% (全国第4位)
- 再造林推進ネットワーク加入事業体数(累計)
PJ前:— ⇒ 目標:400事業体
現況(R6):173事業体
- 粗飼料自給率
PJ前(R3):88% ⇒ 目標:100%
現況(R5):86%

【主な取組状況】

- キャンプ総合窓口「ひなたスポーツ観光
ステーション」の開設
- キャンプ・大会等の競技別誘致部会の設立
- 「ツール・ド・九州2025」の本県開催誘致

【主な指標の進捗状況】

- プロチームキャンプ数(野球・サッカー・ラグビー)
PJ前(R4):32チーム ⇒ 目標:43チーム
現況(R6):34チーム (全国順位:集計中)
- 春季キャンプ・合宿の経済効果
PJ前(R4):118億円 ⇒ 目標:150億円
現況(R5):107億円
- 観光入込客数
PJ前(R4):12,691千人回 ⇒ 目標:16,500千人回
現況(R5):13,574千人回

子ども・若者プロジェクトの新たな展開

—本県の強みを生かし、伸ばすために—

- 近年の出生数は大幅な落ち込み。
全国上位の合計特殊出生率も大幅に低下。
- 未婚化・晩婚化は進んでいるが、
婚姻のピーク年齢は20歳代後半。
若い世代の婚姻数の回復が必要。
- 従来から高かった
第2子以降の出生割合が低下。
結婚→出産→第2子以降につなげる
取組の強化が必要。
- これまでの環境整備等の取組に加えて、
近年高まっている子育てに対する不安感
や負担感を軽減することが必要。
- ◎ 近年回復傾向にある本県の社会動態を
社会減ゼロまで改善するためには、
進学や就職等に伴う県外流出が著しい
若者・女性の定着を図ることが重要。
- ◎ 若者・女性が活躍できる環境を整え、
若い世代の結婚や出産、子育ての希望を
叶え、婚姻や出生の回復につなげる必要。

取組の柱と主な取組

1 出逢い・結婚の希望を叶える

- ・「ひなたの恋 応援アンバサダー」による気運醸成
- ・結婚支援コンシェルジュによる企業等の取組促進
- ・結婚サポートセンターの体制強化
- 結婚支援サービス利用への初期費用相当額の支援 など

2 子どもがほしい人の希望を叶える

- ・男性育休の取得促進に取り組む企業等の支援
- ・市町村の実情に応じた少子化対策の支援
- 第2子保育料(0~2歳児)の負担軽減
- 放課後児童クラブの待機児童解消対策 など

3 安心して子育てできる教育環境をつくる

- ・高校生の海外留学支援の拡充
- ・不登校支援拠点の設置やSC・SSW増員
- 科学人財の育成、AI教材を活用した学力向上対策 など

自然減対策の更なる充実

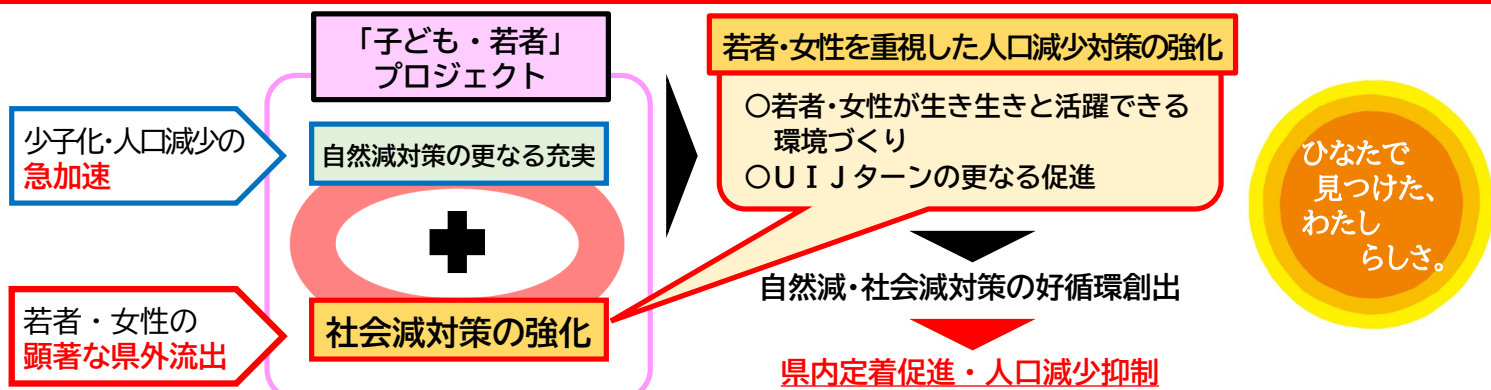


社会減対策の強化

4 若者・女性を重視した人口減少対策の強化

- ⇒魅力ある雇用の創出や
柔軟で多様な働き方の推進等を通じて、
若者・女性が生き生きと活躍できる
宮崎づくりを推進

子ども・若者プロジェクトの新たな展開 – 若者・女性を重視した人口減少対策の強化 –



1 県内定着・活躍促進の機運醸成

- ◎みやざき女性の活躍推進会議の取組強化
- 女性活躍促進に向けたアウトリーチ支援
- 男女共同参画センターによる相談・啓発 など



2 柔軟で多様な働き方ができる企業の拡大

- ◎女性にやさしい職場環境づくりに取り組む企業の支援（ソフト・ハード）
- 働き方改革、業務効率化の支援 など



3 若者・女性のチャレンジ応援

- ◎若者のU I J ターン就職支援
- ◎非正規労働者等の正規雇用への転換支援
- ◎若者・女性等のキャリア形成、スキルアップ、起業支援
- ◎女性就業支援センターの体制強化
- ◎中高生が県内企業の魅力に触れる機会の拡大 など



主なK P I (成果指標)

① 社会動態（前年10月1日から当年9月30日まで）

P J 前（令和4年）▲1,072人 ⇒ 現況（令和6年）▲110人 ⇒ 令和8年 0人

② 県内企業の管理職（係長相当職以上）の女性割合

P J 前（令和4年度）23.2% ⇒ 現況（令和5年度）24.3% ⇒ 令和8年度 30.0%

〈参考〉子ども・若者プロジェクト ～日本一生み育てやすい県への挑戦～

7年度当初 49事業
2,320百万円

主な関連事業 ～自然減対策～

7年度当初 28事業
1,310百万円

朱書き・網掛け…7年度からの新たな取組、改善する取組
「◎」…日本一挑戦P J 推進基金を財源とする取組（他財源と併せて構成する取組を含む）
「○」…その他一般財源、国庫、宮崎再生基金等を財源とする取組
（※）…上記の事業数、予算額の外数となる取組

1 出逢い・結婚支援の充実・強化		
◎結婚へのポジティブイメージや社会機運の醸成	70百万円	・「ひなたの出逢い・子育て応援運動」の推進
蛙亭イワクラ氏「ひなたの恋 応援アンバサダー」委嘱、メディア戦略の強化		出逢い・子育てを応援する機運醸成、ライフステージに応じた支援
◎結婚支援コンシェルジュによる市町村・企業との連携強化	14百万円	・みやざき結婚サポートセンターの運営（※）
みやざき結婚サポートセンター内に2名配置（市町村担当、企業担当）		1対1の出逢いのサポート
◎結婚支援サービス利用への初期費用相当額の支援	24百万円	
民間のマッチングアプリや結婚相談所の利用料補助		
◎県内と県外の独身者をつなぐ婚活イベント	11百万円	
カーフェリー等を活用した婚活ツアーの開催		
2 第2子以降の希望を後押しする施策等の展開		
・市町村と連携した第2子保育料（0～2歳児）の負担軽減	207百万円	◎病児保育の利用促進
現行の利用者1/2負担を1/4負担へ軽減		予約システムの導入補助、施設の利用料助成
◎放課後児童クラブの待機児童解消	33百万円	◎男性の育児休業取得、家事参加の促進
放課後のこどもの居場所確保支援、保育人材の確保強化		男性の育児休業取得奨励金、企業連携型子育て応援イベント、パパ向けワークショップ
・不妊検査・治療、妊産婦健診の経済負担軽減	172百万円	◎市町村の実情に応じた少子化対策の支援
不妊検査・治療費助成、妊産婦健診の交通費助成		少子化要因見える化ツールの作成、地域の実情に応じた市町村の少子化対策の支援
・産後ケアの推進	14百万円	・プレコンセプションケアの支援推進
出産による退院直後の母子に対する心身のケアや育児サポートを推進		若者向け性・妊娠の健康教育、相談センターの運営
3 様々な環境の子どもを支え、夢や希望を後押しする教育環境の整備		
◎高校生の海外留学支援	72百万円	・帰国・外国人児童生徒の学習環境充実
留学体験（アメリカ、アジア）、ファームステイ（オセアニア）等		日本語教育指導教員・日本語教育サポーター等の配置
◎小中高の教育段階ごとの科学人材の育成	32百万円	・キャリア教育の充実（※）
科学技術に触れるイベント開催、最先端の研究機関や大学等への派遣		コーディネーター配置による地域・産業界との連携、教育プログラムの推進等
◎AI教材を活用した児童生徒の学力向上	31百万円	・県立図書館の電子図書館サービス（※）
コンピュータ上でのテスト（CBT）やデジタルドリルの導入		図鑑・事典・読み物等の電子書籍提供、宮崎の映像資料のデジタル化
◎不登校等支援の強化	288百万円	
県教育支援センター「コネクト」の設置、全公立学校へのSC・SSW等配置・派遣		

〈参考〉子ども・若者プロジェクト ～日本一生き育てやすい県への挑戦～

7年度当初 49事業
2,320百万円

主な関連事業 ～社会減対策～ 7年度当初 21事業 1,010百万円

朱書き・網掛け…7年度からの新たな取組、改善する取組
「○」…日本一挑戦PJ推進基金を財源とする取組（他財源と併せて構成する取組を含む）
「・」…その他一般財源、国庫、宮崎再生基金等を財源とする取組
（※）…上記の事業数、予算額の外数となる取組

4-1 若者・女性の県内定着・活躍促進に向けた機運醸成			
・女性活躍・男女共同参画の機運醸成（みやざき女性の活躍推進会議の取組強化） 県民・企業向けシンポジウム開催、HPリニューアルによる発信強化（優良事例等） 受講対象に応じた研修プログラムの充実（経営者・管理職・女性リーダー）	10百万円	・男女共同参画社会づくりの推進 男女共同参画センターによる相談支援、講座開催等 ・女性活躍促進に向けたアウトリーチ支援 メンター・アドバイザー派遣、ひむかWOMANサイト	40百万円 30百万円
4-2 柔軟で多様な働き方ができる企業の拡大			
◎女性にやさしい職場環境づくりに取り組む企業への支援 女性活躍に関する取組（積極採用、管理職登用、多様な働き方等）への奨励金 女性が働きやすい環境整備（トイレ、更衣室、防犯カメラ等）への補助金	95百万円	◎働きやすい職場環境づくり・働き方改革の推進 「仕事と生活の両立応援宣言」、「ひなたの極」、育児休業から職場復帰への奨励金 ・デジタル技術等による業務効率化の支援（※） デジタル技術等の導入・DXに取り組む事業者への補助	7百万円 247百万円
4-3 働いている/これから働く若者・女性のチャレンジを応援			
・若者のUIターン就職支援 給付金の支給（29歳以下の三大都市圏等在住、@30万円/人） 就職活動費用（宿泊・交通費）の補助⇒拡充：引越し費用も対象	新卒等 120百万円	・都市部からの移住促進支援 移住支援金の支給【国制度分】東京23区 / 【県独自分】三大都市圏等	359百万円
・非正規労働者等の正規雇用への転換支援 スキルアップ講座、企業見学、合同企業説明会等によるマッチング支援 みやざき若者サポートステーションのサテライトに支援員を配置、アウトリーチ支援	非正規等 13百万円	・県外大学生等のUIターン就職支援 県外大学等と連携した学生への就職情報の提供や相談対応等 宮崎ひなた暮らしUIターンセンターにおける無料職業紹介	58百万円
・中高生が県内企業の魅力に触れる機会の拡大 中学生の産業教育・職業体験機会を充実 工業系高校の企業見学・デュアル教育システムの強化	中高生 78百万円	・若者・女性の県内就職・定着の促進 官民連携による奨学金の返還支援（拡充：年度途中採用者も対象） 学生向け就職説明会、業界研究イベント、転職者向けキャリアカウンセリング、セミナー等	71百万円
◎若者・女性等のキャリア形成・スキルアップ支援 若者・女性の活躍につながるデジタル関連資格等の取得支援（建設産業） 働く女性のキャリア形成・スキルアップ等に向けたテーマ別プログラム等（※） 育児による離職者等向けITスキル講座、託児サービス付インターンシップ等（※）	女性等 94百万円	・女性就業支援の体制強化 みやざき女性就業支援センター相談員・求人開拓員の増員による体制強化	49百万円
◎若者・女性等の起業チャレンジ支援 若者・女性に特化したビジネスプランコンテスト、受賞者への起業経費補助等	26百万円	・若者・女性等にとって魅力的な企業の誘致促進 若者・女性が求める就職先を意識した企業開拓の強化等	8百万円

〈参考〉グリーン成長プロジェクト ～再造林率日本一への挑戦～

7年度当初 35事業
1,574百万円

主な関連事業

朱書き・網掛け…7年度からの新たな取組、改善する取組
「○」…日本一挑戦PJ推進基金を財源とする取組（他財源と併せて構成する取組を含む）
「・」…その他一般財源、国庫、宮崎再生基金等を財源とする取組
（※）…上記の事業数、予算額の外数となる取組

1 産学官・県民が一丸となった再造林に係る“宮崎モデル”の構築			
◎造林適地における再造林支援の大幅な強化 造林適地での補助率嵩上げ 68%+「県11%+市町村11%」	400百万円	・再造林支援（※） 森林整備に要する経費に対する補助	2,183百万円
◎植栽未済地の解消による再造林の加速化 再造林につながる灌木等の除去を支援	20百万円	◎林業の採算性向上 J-クレジット制度周知・認証支援、ドローン資格取得支援、コンテナ苗生産者の育成	30百万円
◎再造林推進の連携体制構築、県民意識の向上 地域再造林推進ネットワークの活動支援、森林所有者等への普及啓発等	34百万円	・県産材の需要拡大 非住宅木造建築物の建築支援、県産木材の魅力展示スペースの設置等	98百万円
◎相続等に関する森林所有者向け相談体制の充実 相談会の開催、地域再造林推進ネットワークの相談体制の強化	3百万円	・適切な森林経営の推進に向けた市町村支援（※） みやざき森林経営管理支援センターの運営、地域林政アドバイザーの育成	27百万円
◎再造林の担い手・事業体の確保・待遇改善 新たな造林事業の開始・拡大支援、専門家の派遣	33百万円	・林業事業体の担い手確保や人材育成 林業大学の運営、林業従事者のキャリアアップ支援等	142百万円
2 地域資源を最大限活用する宮崎らしい循環型農水産業モデルの構築			
◎耕畜連携による地域資源＜飼料用米・稲わら・堆肥等＞利用拡大の加速化 地域コンソーシアムの機能強化、施設整備支援、人材確保等	58百万円	・G7「宮崎アクション」実現に向けた官民連携の地域資源活用プロジェクト 生産者や事業者等からなるプラットフォーム構築、プロジェクト事前調査・事業性評価	47百万円
◎有機農業など環境負荷を低減する農業の拡大加速化 新技術の実証・普及、指導人材の育成、有機農業の産地づくり・販路拡大等支援	155百万円	・化石燃料や海外資源等に過度に依存しない施設園芸の実現（※） 民間企業等と連携した新技術実証、施設整備支援	35百万円
◎スマート化・グリーン化による生産性向上 機械導入支援、技術実証、J-クレジット（農業）のモデル創出	40百万円	・農水産業の担い手確保や人材育成（※） 新規就農者への経営支援、お試し就農支援等	958百万円
◎藻場造成による生産力向上とブルーカーボンの創出 漁港における藻場造成、フォローアップ調査、ガイドライン作成	72百万円	・養殖業のグリーン化促進 環境負荷の少ない人工種苗・飼料への転換、藻類の養殖導入支援等	11百万円
3 各産業部門の脱炭素経営の推進			
◎脱炭素経営への理解促進、普及啓発 セミナー開催、排出量の見える化への支援	25百万円	・事業者向け脱炭素化の啓発（※） 再エネ・省エネセミナーの開催、優良事業者の表彰	3百万円
◎産業部門＜主に製造業＞における優良事例の創出 産業振興機構による伴走支援、脱炭素技術検証への支援等	24百万円	・物流部門の脱炭素化促進（※） モーダルシフト推進、輸送業務の自動化・機械化支援等	107百万円
・住宅・事業所の脱炭素化支援 太陽光パネル、蓄電池などの導入支援	224百万円	・脱炭素に係る中小企業融資制度（※） ゼロカーボン応援貸付金	67百万円

朱書き・網掛け…7年度からの新たな取組、改善する取組
「◎」…日本一挑戦PJ推進基金を財源とする取組（他財源と併せて構成する取組を含む）
「・」…その他一般財源、国庫、宮崎再生基金等を財源とする取組
（※）…上記の事業数、予算額の外数となる取組

主な関連事業

1 世界レベルのキャンプ・大会の戦略的誘致			
・スポーツキャンプに関する相談体制の強化 総合相談窓口「ひなたスポーツ観光ステーション」設置、競技別誘致部会の設置	11百万円	・キャンプ・大会等を実施するチーム等への支援 サッカー春季キャンプ強化試合開催支援、トレセン利用プロチームの移動支援	25百万円
	66百万円	球春みやざきベースボールゲームズ開催支援（※）	
・大規模スポーツイベント・大会等の戦略的誘致に向けた体制強化 国内外代表合宿の受入支援強化、誘致コーディネーターの配置等	66百万円		
◎国際自転車ロードレース「ツール・ド・九州2025」大会の開催 2025大会の開催、大会の事前周知や当日イベント等	81百万円	・誘致セールスの実施（※） 大学等へのセールス・セミナー、キーマンを招請した受入環境のPR等	89百万円
◎男女の国際テニス大会の誘致 男子「ATPチャレンジャー大会」、女子「ITF国際大会」	5百万円		
◎大規模なキャンプ・大会に備えた誘客・交通対策 開催期間中のライドシェア導入、交通輸送対策・盛り上げ対策	33百万円		
2 戦略的・計画的なハード整備			
◎県総合運動公園のスポーツ施設改修 ひむか球場の両翼拡張など、プロチーム・アスリートに対応した施設の高質化	3か年総額 1,935百万円	・屋外型トレーニングセンターの管理運営（※）	53百万円
・県総合運動公園テニスコートの改修 国際水準のテニスコートへの改修、管理棟の再整備等	3か年総額 3,223百万円	・木崎浜サーフィンセンターの管理運営（※）	2百万円
・木の花ドームの改修（※） 芝の高質化、基礎となる土壌の改良等	— (6年度完了)		
◎屋外型トレーニングセンターの機能強化 観客席・アスリート休息施設（東屋）の設置、駐車場の改良等	108百万円		
3 県内全域のスポーツ環境の充実			
・全県化に向けたスポーツ施設・合宿所の整備支援 市町村による施設整備・資機材導入、スポーツ合宿所等整備支援	126百万円	・スポーツツーリズムの推進 ゴルフやサーフィン、サイクリングなどのスポーツを生かした誘客促進	33百万円
◎キャンプ・合宿に向けた既存宿泊施設の充実 窓口自動化等の生産性向上、サービス向上支援	130百万円	・宮崎の強み（スポーツ等）を生かした誘客（※） キャンプ・合宿会場から県内周遊促進、観光情報発信	124百万円

県と市町村の人事交流等について

総務部

主な取組

【市町村との人事交流】

○ 県と市町村職員との相互交流（原則２年間）の状況

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市町村数	10	10	12	12	13	11	13	8	9	11	10
職員数	13	15	15	15	17	15	18	14	13	15	13

※ 令和７年度内訳：宮崎市３、都城市２、日南市・小林市・日向市・串間市・三股町・高原町・綾町・諸塚村各１

○ その他の交流の状況

県から市町村へ 西臼杵広域行政事務組合（公立病院経営）１名、医師（自治医科大）１３名
市町村から県へ 消防防災関係（消防保安課、防災救急航空センター、消防学校）１２名
下水道関係（都市計画課）１名

【市町村職員の実務研修制度】

市町村職員の資質の向上や市町村と県の連携強化等の観点から本制度を積極的に推進しており、毎年各市町村から多数の実務研修職員を受け入れている。

○ 実務研修職員の受入状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	S37年度からの累計
市町村課	6	7	10	8	9	568
市町村課以外	11	12	10	11	11	317
計	17	19	20	19	20	885

※市町村課以外の配属先（R6年度）

総合政策課１名、医療政策課１名、
中央福祉こどもセンター２名、
企業立地課２名、
スポーツランド推進課１名、
担い手農地対策課１名、
東京事務所２名、大阪事務所１名

○ 実務研修の内容

配属された所属の各担当業務に従事いただくほか、県庁各課職員等が講師となり、県の重要施策等に関する講義や意見交換等の特別研修を実施している。

県と市町村の人事交流等について

主な取組

【個人住民税の徴収に係る併任人事交流等について】

個人住民税の徴収対策の一環として開始した制度で、県と市町村の徴収担当職員の併任人事交流により、個人住民税をはじめとする地方税の収入確保と職員相互の徴収技術の向上を目的としている。

○ 県と市町村の併任人事交流の状況

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市町村数（県→市町村）	20	23	23	23	23	23	23	23	23	23
併任県職員数	129	160	122	116	119	114	110	108	106	102
市町村数（市町村→県）	1	8	10	13	15	17	17	17	17	17
併任市町村職員数	5	24	50	66	72	80	77	75	75	73

○ 市町村税徴収担当職員の研修について

県税及び市町村税の徴収担当職員を対象に経験年数に応じた各種研修を設定し、人材育成及び職員間の交流の促進を図っている。

市町村にお願いしたいこと

- 1 県と市町村との相互理解、連携強化及び職員の資質向上を目的とした職員の人事交流や、市町村職員の実務研修制度への職員派遣の継続
- 2 個人住民税をはじめとする地方税の収入確保と職員相互の徴収技術の向上を目的とした、個人住民税の徴収に係る併任人事交流の継続

南海トラフ地震等大規模災害への対応強化

危機管理局

目的

令和7年3月に「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」（総務省）が策定されたことから、今後、広域の応援・受援体制（九州各県・県内市町村）の構築に向けた取組が本格化する。

概要

○南海トラフ地震A P

(1) 応援編成計画

- 重点受援県（南海トラフ地震発生時に主として応援を受ける県）：宮崎県
- 即時応援県（被災県からの要請を待たずにプッシュ型で支援）：長崎県（本県の応援県）

(2) 支援対象業務

- ①災害マネジメント、②避難所運営業務、住家認定調査・罹災証明書交付業務等

(3) 重点受援県と即時応援県の平時からの取組

- 定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施（「南海トラフ地震現地調整会議準備会」設置）
- 重点受援県内の現地視察（県庁、管内市町村役場、指定避難所、主要道路等）
- 重点受援県の県庁から管内市町村への進出経路、交通手段等の検討

(4) 重点受援県における平時からの取組

- 管内市町村との定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施
- 重点受援県及び管内市町村における受援体制の構築（受援計画の見直し、改善等）
- 応援職員、ボランティア等の活動拠点や宿泊拠点の把握、リスト化及び即時応援県への共有
- 地域GADM（災害マネジメント総括支援員）の育成及び登録促進等

資料1

【別紙】

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン 第1 総則等

本アクションプランの趣旨、目的

南海トラフ地震が発生した場合の応急対策職員派遣制度に係る総務省、地方公共団体、関係団体等の対応や運用方針について、関係機関及び総務省の対応を相互に理解することにより、全国の応援職員が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するもの。
「応急対策職員派遣制度に関する要綱」の特例として定めるもの。

主な用語の定義

● 重点受援県（10県）

南海トラフ地震発生時に主として応援を受ける県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）をいう。

● 被害確認後応援都府県等（19都府県、13指定都市）

重点受援県を除く都道府県及び指定都市のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を含む都道府県及びこれらの都府県内の指定都市をいう。

● 即時応援道県等（18道県、4指定都市）

重点受援県を除く都道府県及び指定都市のうち、被害確認後応援都府県等を除く道県及びこれらの道県内の指定都市をいう。

● 災害マネジメント総括支援員（GADM）

被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総合的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

● 災害マネジメント支援員

災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

● 総括支援チーム

被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総合的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

● 対口支援チーム

主に避難所運営、罹災証明関係業務に係るマンパワー支援を行うチームをいう。

● 応援職員確保調整本部

総務省及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会）により構成され、応援団体の決定、情報の収集、総合的な調整等を行う会議体をいう。

● 現地調整会議

重点受援県、被災地域ブロック幹事都道府県、関係団体及び総務省により構成され、被災市区町村に関する情報の収集、確保調整本部に対する情報の共有等を行う会議体をいう。

支援対象業務

主に、①災害マネジメント支援、②避難所運営業務支援、③住家認定調査・罹災証明書交付業務支援の3つが支援の対象となる。

ただし、①～③以外であって、応急対策職員派遣制度以外の仕組み等において対象としていない業務についても、業務の緊急性に依りて支援に努める。

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン 第3 応援編成計画

応援編成計画（重点受援県と即時応援道県等の組合せ）

- 中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方のそれぞれが大きく被災する4ケースの被害想定については、顕著な差が見られないことから、応援編成計画については、次の1通りとする。基本となる組合せの即時応援道県等は、基本となる組合せ以外の即時応援道県等を含む応援隊の統括役を担う。

重点受援県	即時応援県 (基本となる組合せ)	基本となる組合せ以外の即時応援県・指定都市			
静岡県	富山県	岩手県	仙台市		
愛知県	福島県	青森県	宮城県	山形県	さいたま市
三重県	福井県	新潟県			
和歌山県	埼玉県				
徳島県	鳥取県	新潟市			
香川県	栃木県				
愛媛県	群馬県				
高知県	島根県	秋田県			
大分県	佐賀県				
宮崎県	長崎県				

- 注1 重点受援県は指定都市を含む県を一単位とし、即時応援道県等は道県及び指定都市をそれぞれ一単位とする。
 注2 北海道及び札幌市は、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができるよう即時応援県等から除外している。
 注3 石川県は、現在復旧・復興途上にあるため除外している。なお、復旧・復興が進捗し、応援可能な状態となった後は、北海道及び札幌市と同様に、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができる位置づけとする。
 注4 管内に指定都市が存在する重点受援県（静岡県、愛知県）に対しては、少なくとも1団体以上の即時応援指定都市を組み合わせている。

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン 第6 実効性確保のための取組

本アクションプランの実効性確保のための取組（例示）

- 重点受援県と即時応援道県等との間における平時からの取組**
 - 「南海トラフ地震現地調整会議準備会」の開催による定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
 - 支援対象業務の確認（避難所運営、罹災証明関係以外）、オンラインによる遠隔支援の検討、実証等。
 - 重点受援県及び即時応援道県等がそれぞれあらかじめ用意しておくべき装備、物資等の検討。
 - 被災地域ブロック幹事都道府県との役割分担。
 - 重点受援県内の現地視察（県庁、管内市区町村の役場、指定避難所、公共施設、主要道路等）。
 - 重点受援県の県庁から管内市区町村への進出経路、交通手段等の検討。等
- 重点受援県における平時からの取組**
 - 管内市区町村との定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
 - 重点受援県及び管内市区町村における応援体制の構築（南海トラフ地震アクションプランを踏まえた応援計画の見直し、改善等）。
 - 応援職員、ボランティア、事業者等の活動拠点や宿泊拠点となり得る県内の公共施設、ホテル、民宿等の把握、リスト化及び即時応援道県等への共有。
 - 地域GADM等の育成及び登録の促進。
 - 被害想定に基づく管内市区町村の応援ニーズの推計、即時応援道県等への共有等。
 - 県内応援の可能性の検討。
 - 管内市区町村が締結している個別の災害時相互応援協定等の把握及び発災時における応援元の市区町村の対応方針の確認。等
- 即時応援道県等における平時からの取組**
 - 管内市区町村との定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
 - 応援体制の構築（南海トラフ地震アクションプランを踏まえた応援計画の見直し、改善等）。
 - 重点受援県に派遣する総括支援チーム及び情報連絡員の事前のリスト化（優先順位付け）。
 - GADM（管内市区町村の職員含む）の育成及び登録の促進。
 - 即時応援道県等から重点受援県への進出経路の確認。
 - 管内市区町村が締結している個別の災害時相互応援協定の把握及び発災時における管内市区町村の対応方針の確認。等

応援体制及び受援体制に関する補足

- ＜応援体制の構築において検討すべきことの例＞
- ・ 応急期に派遣可能な職員数の検討（例えば、即時応援道県等の職員数の一定割合を目安とする等）。
 - ・ 先遣隊（総括支援チーム）、応援班（総括支援チーム・対口支援チーム）、後方支援班、統括班等各班の編成構築。
 - ・ 防災・危機管理担当部署以外の部署からの動員に関する合意形成、周知等。
 - ・ 応援マニュアルの策定等。
- ＜受援体制の構築において検討すべきことの例（主に重点受援県内市区町村）＞
- ・ 庁内全体の受援担当の指定。
 - ・ 災害対応業務の洗い出し、優先順位の検討及び受援対象業務の整理。
 - ・ 各業務のマニュアル化、各業務の受援担当者の指定。
 - ・ 民間（ボランティア、NPO法人、物流事業者等）との関係構築、業務委託等に関する協定締結等。
 - ・ 応援職員派遣職員、ボランティア、事業者等の活動拠点や宿泊拠点となり得る公共施設、ホテル、民宿等の把握、リスト化。

個別の災害時相互応援協定の把握、発災時の対応方針の確認

- 本アクションプランは、個別の災害時相互応援協定等に基づく応援が存在することを前提としているが、即時応援道県等の管内市区町村において、個別の災害時相互応援協定等に基づき応援編成計画とは異なる地方公共団体への応援が多数行われた場合、被災都道府県の間で応援体制に著しい偏りが生じるおそれが高くなる。
- したがって、重点受援県及び即時応援道県等いずれにおいても、管内市区町村の個別の災害時相互応援協定等の締結状況及び南海トラフ地震発災時の対応方針についてあらかじめ把握し、現地調整会議準備会にも共有しておく必要がある。
- その上で、即時応援道県等が、応援編成計画に定められている重点受援県に対して派遣できる職員数が著しく少なくなるおそれが判明した場合等には、事前に即時応援道県等と県内市区町村の間の調整を行うことが望ましい。

市町村長による危機管理の要諦

－初動対応を中心として－(概要)

危機管理局

○自然災害、国民保護事案等の危機事態における初動対応に関し、市町村長自身が頭に刻み込んでおくべき重要事項は次のとおりである。

1 市町村長の責任・心構え

- (1) 危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2) 最も重要なことは、次の5点である。
 - ①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断（意思決定）する、⑤住民に呼び掛ける
- (3) 市町村長が最初に自ら判断すべき事項は、避難指示等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身に付ける。

2 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合（または発生が予想される場合）は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎（災害対策本部設置予定場所）に駆けつける。
- (2) 市町村長は、災害等が予想される場合には即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。
- (3) 市町村長が即座に参集できない場合に備え、あらかじめ特別職の権限代行者（副市町村長等）を定め、周知しておく。災害等が特に予想されない平常時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は権限代行者を市町村内に所在させておくことが必要である。
- (4) 緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制をあらかじめ確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる体制をとっておく必要がある。
- (5) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制（宿日直体制・緊急参集体制）をあらかじめ構築しておく。

市町村長による危機管理の要諦

3 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。
- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報の取れない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りにいく。
- (3) 最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。

4 避難指示等の的確な発令

- (1) 災害が発生する危険性が高い状況を地域の住民に直接伝達する最も有効な手段が避難指示等を発令すること。避難指示等の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の最大の使命。
- (2) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難指示等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。
- (3) 平常時から、気象情報等に対応した避難指示等の発令基準を設定しておくことは、避難指示等のスムーズな発令をする上で欠かせない。
- (4) 避難指示等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

- (1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。
- (2) 都道府県、消防機関、自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。
- (3) 平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1) 市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。
- (2) 情報を包み隠さず、正確に公表する。
- (3) 時機を失せず、定期的に発表する。

個別避難計画策定の推進強化

危機管理局

目的

災害対策基本法改正により個別避難計画の策定が市町村の努力義務化（優先度の高い方を概ね5年程度で作成）。今年で5年目であることから、策定の推進強化が必要。

概要

○策定状況（R7.4.1時点）

全部策定（3町村）	一部策定（19市町村）	未策定（4町）
西米良村、諸塚村 美郷町	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市 日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町 綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町 門川町、椎葉村、日之影町、五ヶ瀬町	高原町、国富町 都農町、高千穂町

※ 策定状況（R7.4.1時点）：全国1,684団体が策定に着手、未策定が57団体（3.3%）。

○県の取組（R7年度）

(1) 担当国会議、研修会の実施（人材育成）

- ・担当国会議を実施して、策定にあたる自治体担当者の練度向上を図る

(2) 未策定市町村に対する重点的なヒアリング及び支援

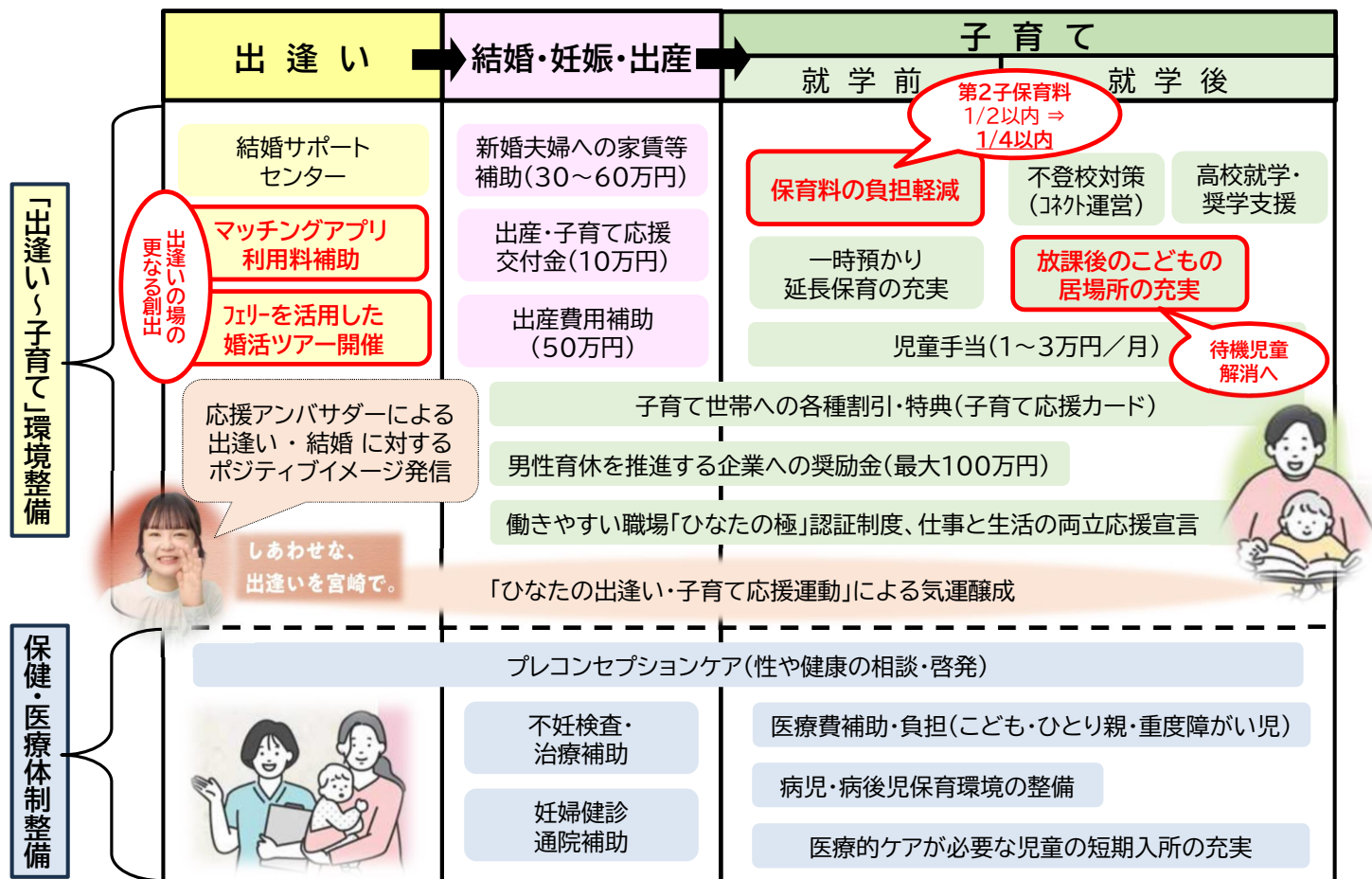
- ・県職員が未策定市町村に出向き、自治体担当者から現状や課題等をヒアリングし、策定に向けた解決策等を助言

(3) 内閣府事業の積極的な活用

- ・未策定や計画策定に苦慮している市町村を対象に、他県の先進自治体職員を派遣する事業を活用し、市町村の取組を支援（昨年度：2町で実施）

(4) 指定避難所の環境改善事業

- ・避難行動要支援者の避難先である指定避難所の生活環境を改善



子ども・若者プロジェクトの推進について

福祉保健部

本プロジェクトの目的

県・市町村一丸となって、子ども・若者政策の好循環を創出することで、日本一生み育てやすい県を実現し、人口減少の抑制を図る。

新たに連携や活用をお願いしたい事項

○ 子育て世帯における保育料の負担軽減

- 市町村と連携し、第2子保育料の利用者負担を現行の1/2から1/4へ軽減
- 事業初年度となる令和7年度は、保育料算定月である9月から開始
- 市町村への補助率 1/2以内

○ 放課後児童クラブの待機児童解消対策

- 待機児童の解消を加速化するため、市町村に対し、放課後児童クラブの広域化のための送迎費用(燃料費、車両リース料等)や、国が定める放課後児童クラブの要件に満たない「こどもの居場所」の運営費を支援
- 市町村への補助率 1/2以内

○ 保育士等の確保対策

- 保育士等の確保のため、保育士・保育所支援センターの機能と体制を強化(R7.4.1～)
→人員体制: 1名 → 4名(キャリアコンサルタントや保育士実務経験を有するアドバイザー2名を含む)
支援対象施設の拡充(放課後児童クラブを新たな対象に)
県内外の指定養成施設との連携や情報共有を推進



グリーン成長プロジェクトにおける再造林の推進について

環境森林部

目的

再造林率日本一に向けて、産学官と県民が一丸となって再造林に取り組む「宮崎モデル」を構築するため、市町村や森林組合、林業事業体等との連携による「再造林支援の強化」や「推進体制の整備」を進める。

令和6年度の主な取組

- 宮崎県再造林推進条例の制定、決起大会の開催
- 地域再造林推進ネットワークの設立（8地域）
- テレビCMや新聞広告等による再造林の意識醸成
- 省力・低コスト再造林に対する**高上げ補助**
- 担い手・事業体確保、県産材需要拡大等の取組



目標
90%以上

再造林率

プロジェクト前
73%

令和7年度の新たな取組（改善含む）

- ① 再造林の推進に向けた意識醸成と支援体制の充実**
 - ・ 相続等に係る相談会の開催、植栽未済地における灌木等の除去支援等
- ② 再造林を支える担い手・事業体の確保**
 - ・ 林業大学校における人材の育成、安全巡回指導や伐木技能向上研修の開催等
- ③ 林業採算性の向上を図る新技術等の実装**
 - ・ コンテナ苗の生産施設整備や生産経費の支援等
- ④ 循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大**
 - ・ 県産材のPR拠点設置の支援等

【別紙】

市町村に連携や協力をお願いしたい事項

【再造林の高上げ補助の継続支援】

- ・ 再造林を推進するための県と連携した高上げ補助の継続

【地域再造林推進ネットワーク関係】

- ・ 伐採届受理時における、地域再造林推進ネットワークの紹介やネットワークへの情報提供に係る説明、再造林に係る事業の説明（チラシ等の配布）
- ・ 地域再造林推進ネットワークへの積極的な関与（情報共有等）

【再造林を支える担い手・事業体の確保関係】

- ・ みやざき林業大学校への入講や林業への就業希望者の情報提供
- ・ 林業事業体への補助事業や認定制度等の情報発信
- ・ 就業相談会等への協力（参加又はPRブースの設置等）

【公共建築物等における地域材（県産材）の活用】

- ・ 市町村における木材利用促進基本方針に基づく、公共建築物等への積極的な木材利用

補助制度を活用して再造林してみませんか？

地域再造林推進ネットワークが『伐採～再造林』までトータルサポート！

地域再造林推進ネットワーク

森林所有者 → 伐採届受理 → 伐採 → 下り → 再造林の実施

協力：県・市町村で補助率を90%以上！

補助対象

- ・ 苗の購入費
- ・ 苗の運搬費
- ・ 苗の植栽費
- ・ 苗の管理費
- ・ 苗の収穫費
- ・ 苗の運搬費
- ・ 苗の植栽費
- ・ 苗の管理費
- ・ 苗の収穫費

再造林へのご協力をお願いします。

詳しくは、地域再造林推進ネットワーク（事務局：森林組合）まで。

お問い合わせ先

TEL: 0985-26-7154 FAX: 0985-26-7311 E-mail: kankou@kenrin.or.jp

公共建築物における木材使用例



日向市庁舎



小林市議場



都城市立図書館

スポーツ観光プロジェクト

目指す姿（目標）

スポーツ環境日本一への挑戦！

～スポーツ環境の充実により、地域経済の活性化、観光振興などの好循環を創出～

【指標】

- プロチームのキャンプ数（野球、サッカー、ラグビー） 全国 2 位 ⇒ 全国 1 位（令和 8 年度） ※ R 6 年度：34 チーム（R 5：31 チーム）
- 春季キャンプ・合宿の経済効果 118 億円（令和 4 年度）⇒ 150 億円（令和 8 年度） ※ R 6 年度：集計中（R 5：約 107 億円）
- 国内外代表のキャンプ数 10 チーム（令和 4 年度）⇒ 20 チーム（令和 8 年度） ※ R 6 年度：8 チーム（R 5：7 チーム）

取組の柱

1 世界レベルのキャンプ・大会の戦略的な誘致、受入体制の強化

2 戦略的・計画的なハード整備

3 県内全域のスポーツ環境の充実（全県化・通年化・多種目化）

目標を実現するための主な取組

○ 競技別誘致部会の設置

- ・ テニス・・・男女ナショナルチーム（日本）合宿
- ・ ラグビー・・・国際試合（テストマッチ）

○ 「ひなスポステーション」（ひなたスポーツ観光ステーション）の設置

○ スポーツ施設整備計画による施設の高質化

- ・ ひむかスタジアムのプロ仕様化（両翼拡張等）
- ・ 屋外型トレセンの機能充実化（観客席、東屋等設置）

○ 市町村とのネットワーク強化や支援

- ・ 県内全域におけるスポーツツーリズムの環境整備
- ・ 全県下での宿泊施設（合宿所等）の整備促進

令和 7 年度当初予算 事業一覧

- スポーツランドみやざき誘客推進事業（8,851 万円）
- スポーツランドみやざき全県展開事業（6,608 万円）
- スポーツキャンプ総合窓口等設置事業（1,120 万円）

○ 大規模合宿・キャンプ等受入体制整備事業（3,294 万円）

- 国際テニス大会誘致事業（488 万円）
- ツール・ド九州開催事業（8,141 万円）

- 宮崎県総合運動公園スポーツ施設改修事業（117,244 万円）
- プロ野球キャンプ環境充実強化事業（1,470 万円）
- プロチームキャンプ受入環境強化事業（1,061 万円）

○ 屋外型トレーニングセンター環境整備事業（10,800 万円）

- サーフランドみやざき推進事業（190 万円）

○ 市町村スポーツ施設等整備強化事業（10,633 万円）

- みやざきスポーツツーリズム強化事業（3,300 万円）

○ スポーツツーリズムインバウンド強化事業（1,046 万円）

- 市町村スポーツ展開支援事業（2,000 万円）

市町村との連携内容

【柱 1】世界レベルのキャンプ・大会の戦略的な誘致、受入体制の強化

① 「スポーツランドみやざき全県展開事業（予算額 6 6,0 8 1 千円）」から

- 本県のスポーツ施設の PR（10 月頃）

関東、関西の都市部で、旅行代理店やアスリート・エージェント、チーム関係者などを集め、アミノバイタル®トレーニングセンター宮崎をはじめ市町村所管のスポーツ施設を紹介



② 「スポーツキャンプ総合窓口等設置事業（予算額 1 1,2 0 4 千円）」から

- 競技別誘致部会の設置

国スポ・障スポに向けて整備する陸上競技場（都城市）、体育館（延岡市）、プール（宮崎市）、テニスコート（宮崎市）を中心に、キャンプ・大会の誘致を図るため、競技別の誘致部会を設置

⇒現在、ラグビー、屋内系競技、水泳、テニスの部会を設置。今後、自転車など新たな部会の設置を検討



【柱 3】県内全域のスポーツ環境の充実（全県化・通年化・多種目化）

① 「市町村スポーツ施設等整備強化事業（予算額 1 0 6,3 3 0 千円）」から

- スポーツ施設・資機材整備事業（財政力指数に応じて補助率 1/2・1/3、補助上限額 1,000 万円）

「スポーツ観光」を推進する市町村が実施するスポーツ施設の施設整備や資機材の整備に対して支援

- スポーツ合宿等整備事業（補助率 直接補助 1/2、間接補助 1/3、補助上限額 2,500 万円）

- ・ 民間宿泊施設が少ない市町村が実施する合宿所の整備、増床等の改良、民間宿泊業者への補助事業に対して支援
- ・ パラスポーツ誘致のため市町村が実施する IPC 等の国際基準の仕様に沿った合宿所の整備、客室等の改良、民間宿泊業者への補助事業に対して支援



② 「市町村スポーツ展開支援事業（予算額 2 0,0 0 0 千円）」から

- 市町村スポーツ展開促進事業（財政力指数に応じて補助率 1/2・1/3、補助上限額 1,000 万円、250 万円（調査事業の場合））

山間部など大規模なスポーツキャンプ・大会の受入が困難な市町村を対象に、トレッキングやカヌーをはじめ、国スポ・障スポ大会で選定されたスポーツのキャンプ等受入拡大に必要な施設等の整備、スポーツツーリズムに関する調査に対して支援



野生イノシシにおける豚熱感染事例について

農政水産部

1 概要と経過

- ・ 4月 9日(水) 都城市において死亡野生イノシシが確認された旨、都城家畜保健衛生所へ通報あり
検体を持ち帰り、都城家畜保健衛生所で解剖を実施
- ・ 4月10日(木) 宮崎家畜保健衛生所による豚熱ウイルスのPCR検査の結果、陽性を確認
- ・ 4月11日(金) 県豚熱対策本部会議の開催
国に検体を送付し、豚熱野外株陽性を確認
- ・ 4月12日(土) 養豚事業者等を参集した緊急防疫会議の開催
国の専門家による現地確認
(野生イノシシ生息状況確認等)
- ・ 4月13日(日) 国へ県豚熱経口ワクチン野外散布実施計画の提出・承認
- ・ 4月14日(月) 北・西諸県地域での豚熱経口ワクチン緊急散布説明会
(経口ワクチン散布地の選定、散布作業マニュアル等)
- ・ 4月16日(水) 経口ワクチンの受入・1回目の散布開始
※ 4月17日(木) 散布完了



(国の専門家による現地確認)



(経口ワクチン散布の様子)

2 これまでの対応状況

- (1) 捕獲の強化
 - ア ハンターマップへの感染確認区域(発見地点から半径10km)の落とし込み → HPへ掲載
 - イ 捕獲に係る県猟友会への協力依頼
- (2) 豚熱サーベイランスの強化
 - 4月から7月までをサーベイランス強化月間と設定し、毎月60頭を目標として、捕獲された個体及び死亡個体についてPCR検査を実施
- (3) 捕獲イノシシのジビエ利用の制限
 - ア 県内すべてのジビエ処理施設へ情報提供
 - イ 感染確認区域から野生イノシシの搬入がある施設に対し、必要に応じた指導
- (4) 豚熱経口ワクチンの緊急散布
 - ア ワクチン散布実施計画の策定
 - イ 1回目の緊急散布(4/16、4/17)
- (5) 消毒薬の配付
 - 県全域での消毒体制強化の意識啓発のため、全農場に消毒薬(小)を配布
- (6) 養豚生産者及び関係者に加え県民への啓発
 - テレビ、ラジオ、SNS、ポスター掲示などを活用

3 今後の対応

- 豚熱経口ワクチンの2回目の緊急散布(1回目の1ヶ月後)

県民の皆様へ ～豚熱ウイルス侵入防止のお願い～

次のことに御協力くださるようお願いいたします。

養豚農場の皆様へ

- ・ 野生動物の侵入防止対策（防護柵、防鳥ネット）の徹底
- ・ 農場入口での車両、人、物の消毒の徹底
- ・ 豚舎専用の衣服の着用、靴の履き替えと手指消毒
- ・ 豚導入時の隔離及び健康観察
- ・ 適時・適切なワクチン接種
- ・ 毎日の健康観察と少しでも異常を認めた場合の速やかな通報

県民の皆様へ ～豚熱ウイルス拡散防止のお願い～

次のことに御協力くださるようお願いいたします。

山へ立ち入る皆様へ

- ・ 靴や衣類に付着した土は山で落とす
- ・ 残飯ごみを放置しない（イノシシを誘引するため）
- ・ 登山やキャンプで山林へ入る際は、登山道や自然歩道以外には立ち入らない
- ・ 死亡したイノシシを発見した場合は、市町村担当課または近隣の
西臼杵支庁・各農林振興局林務課に連絡する

人への影響について

- ・ 豚熱は豚やイノシシの病気であり、人には感染しません
- ・ 豚熱に感染した豚の肉が市場に出回ることはありません
- ・ 仮に豚熱に感染した豚の肉を食べても人体に影響はありません

地域計画の実現に向けた取組について

農政水産部

目的

地域の農業の在り方や誰がどの農地を利用するのかを明らかにした「地域計画」は、令和7年3月末までに、791地区で策定。今後は、地域計画のブラッシュアップと計画の実現に向けた支援が重要

概要

ポイント① 計画のブラッシュアップ

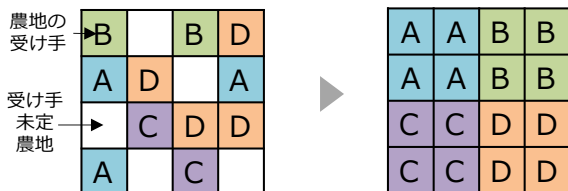
- 策定したものの、将来の農地の受け手が決まっていな農地も多い状況。

→ 継続した話し合いで農地利用を明確化！

- 担い手への集積・集約化を促進
- 新規就農受入農地の確保
- 所有者不明農地の解消 等

担い手の農地が分散し、受け手が決まっていな農地も多い
現行の目標地図

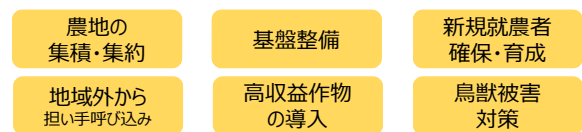
担い手毎に農地が集約され受け手未定の農地がない
目標地図



ポイント② 計画実現に向けた支援

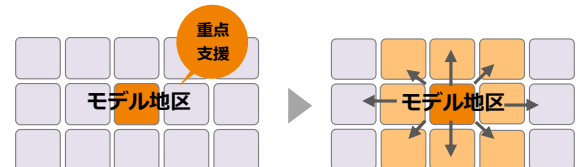
- 地域の課題を明確化し、取組意欲のある地域を「モデル地区」と設定し市町村等と連携しながら計画実現に向け支援

【地域計画に盛り込まれる地域課題の例】



代表する地域計画を対象に
モデル地区として重点支援

モデル地区以外へ波及



【別紙】

地域計画関連事業概要

- 農林水産省：81事業（R6年度補正34事業、R7年度当初47事業）
- 総務省：地方財政措置（農山漁村地域活性化事業）※地域計画のブラッシュアップに要する経費を措置
- 県単独事業：15事業（R6年度補正4事業、R7年度当初11事業）

【県単独R7年当初事業の例】

事業名	予算額 (千円)	概要	補助率
①スマート&グリーンで目指す耕種農業産出額UP事業	18,023	主要品目の産出額増加のための施設・機械整備や栽培環境改善、スマート化・グリーン化に対応した産地づくりのための調査・実証を支援する。	1/2、 1/3以内
②未来へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進事業	34,508	化石燃料や輸入資源に過度に依存しない施設園芸経営への移行や果樹・花きの生産力強化を図る。	1/2、 1/3以内
③加工・業務用野菜日本一産地確立事業	10,194	大規模経営体の生産性向上と大規模経営体等が核となった分業体制の推進により加工業務用野菜の発展を図る。	1/2、 1/3以内
④未来に繋げる水田農業経営体育成事業	8,504	水田の受け皿となる水田農業経営体の作業効率化・省力化を支援し、水田農業経営体の規模拡大を図る。	定額、 1/3以内
⑤基盤整備プランニング事業	2,500	農地の区画拡大を通じて集積・集約化を実現するため、基盤整備のイメージ図を作成し地域に提供する。	—
⑥農地集約化基盤整備事業	10,339	農地の集積・集約化を促進するため、きめ細やかな基盤整備の支援を行い、農地の高度化や農作業の効率化・省力化を図る。	1/2以内 (補助上限： 1,000千円)
⑦新規就農者確保総合対策事業のうち研修体制整備支援事業、新規就農者誘致促進事業	69,300	担い手が不足する地域において、就農体制を整備するとともに、就農地の確保、初期投資抑制支援等を行う。	補助率定額、 1/2以内、 1/3以内

盛土規制法の運用開始について

環境森林部・農政水産部・県土整備部

概要

土地の用途（宅地、森林、農地等）に関わらず、危険な盛土等を包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「**盛土規制法**」という。）の運用を**令和7年5月1日**に開始します。

法の概要

①規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる区域として県内ほぼ全域を規制区域に指定（令和7年5月1日指定）

②安全な盛土等の造成

令和7年5月1日以降に、規制区域内で新たに一定規模以上の盛土等を行う場合は、知事（宮崎市内の盛土等は宮崎市長）の許可が必要

③盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常時安全な状態に維持する必要があり、原因行為者も是正措置等の命令の対象になりうる。

④実効性のある罰則

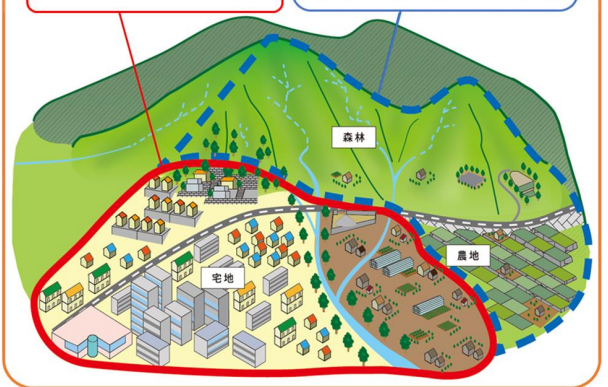
罰則が抑止力として十分機能するように、無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化

規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域
市街地や集落、その周辺など

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域



【市町村との連携】

- ・農地や林地など土地の改変が生じる行為において法の許可手続が必要となる場合がありますので、住民への周知に引き続きご協力いただきますようお願いします。
- ・パトロール等で危険性の高い盛土等を把握された場合は、盛土対策課まで情報提供をお願いします。

【別紙】

許可・届出の対象となる盛土の規模

▶許可対象

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば... ●宅地造成のための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1 m 超 2 m 超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2 m 超 5 m 超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m 超 5 m 超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 2 m 超 5 m 超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² 超 3,000 m ² 超 となるもの (①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

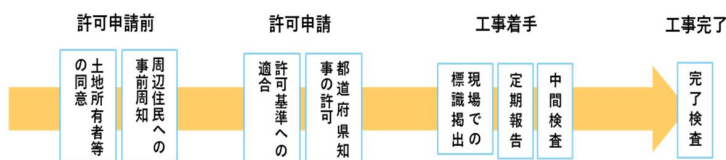
<一時的な土石の堆積>

例えば... ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

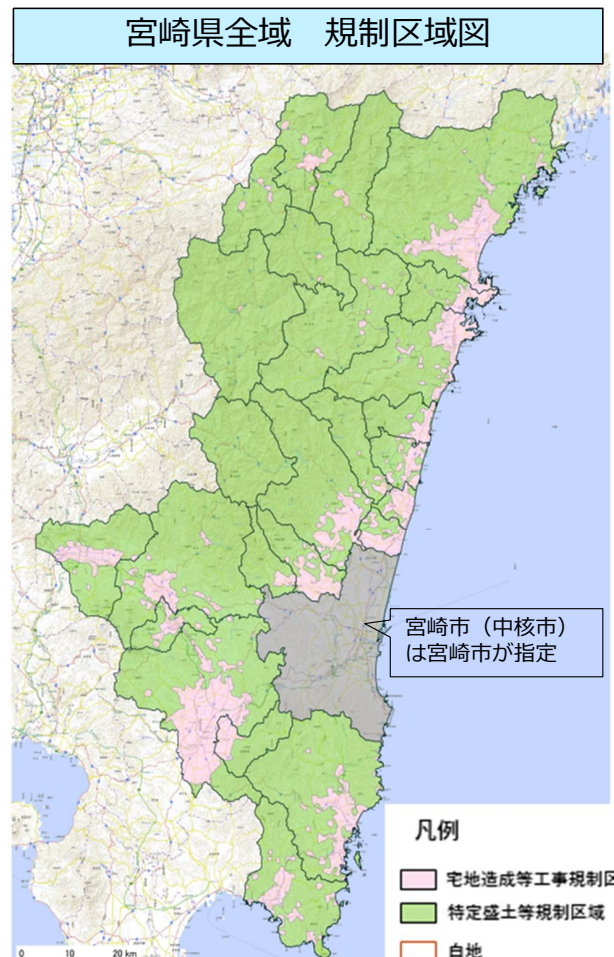
要件	⑥最大時に堆積する高さが かつ面積が 2 m 超 5 m 超 300 m ² 超 1,500 m ² 超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500 m ² 超 3,000 m ² 超 となるもの
イメージ図		

▶届出対象 (特定盛土等規制区域のみ) ①～⑦の 赤文字 規模のもの

手続きの主な流れ



宮崎県全域 規制区域図



木造住宅等耐震化支援事業について

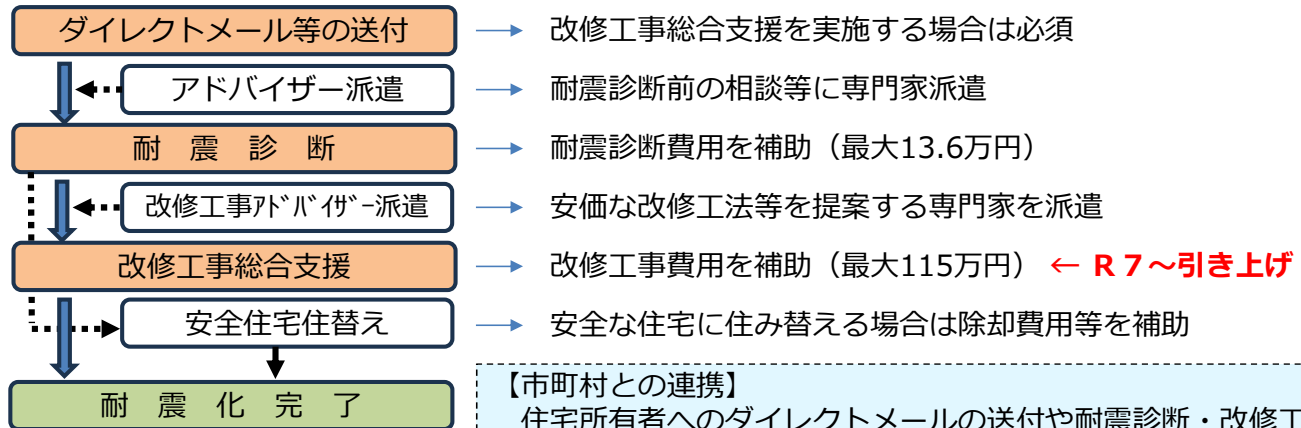
県土整備部

目的

旧耐震基準で建築された木造住宅の所有者等に対して、国・市町村と連携して耐震対策の支援を行う。
【宮崎県における住宅の耐震化率】 令和2年度 84.0%（実績） → 令和7年度 90%（目標）

概要

- 1 予算額 36,533千円
- 2 木造住宅の耐震化への支援スキーム



【市町村との連携】

住宅所有者へのダイレクトメールの送付や耐震診断・改修工事への支援など、住宅の耐震化に向けた積極的な取組をお願いします。

事業期間

令和6年度～令和8年度

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポについて

目的

令和9年に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて準備を着実かつ円滑に行うことにより、本県におけるスポーツの普及・振興を図る。

大会開催に向けたスケジュール

宮崎国スポ・障スポ局

年度 (西暦)	H27 (2015)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
開催まで	12年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
開催地	第70回 和歌山県	第76回 三重県 (中止)	第77回 栃木県	特別 鹿児島県	第78回 佐賀県	第79回 滋賀県	第80回 青森県	第81回 宮崎県
開催 手続		中央競技団体正規視察			スホ・ツ庁・ 日スポ協 総合視察			
	開催要望書 提出	県議会 開催決議	開催申請書 提出				リハ ーサル 人会	第81回 国民ス ポーツ 大会
	開催 内々定		開催 内定		開催 決定			第26回 全国障 害者ス ポーツ 大会

協力をお願いしたい事項

(1) 実行委員会の設置及び競技会開催に向けた準備

国スポの開催県及び正式競技の会場地市町村は、大会運営のために実行委員会を設置することとされていますので、会則の制定、委員の就任など設置に向けた準備をお願いします。

また、来年度にリハーサル大会を開催する市町においては、今年度から競技会場の実施設計、所要経費の予算措置や組織体制の整備など御対応をお願いします。

(2) 気運の醸成

県では、大会の周知と気運の醸成を図るため、イメージソングやダンス・体操を制作しました。地域のイベントや学校の運動会等で是非御活用ください。

今後も、イベント等でのPRのほか、市町村や関係機関等と連携しながら、ボランティアの募集や花いっぱい運動など、県民が自発的・積極的に参加できる取組を進め、一層の気運醸成に努めてまいりますのでよろしくお願いします。

市町村等の小水力発電導入支援について

企業局

目的

エネルギーの脱炭素化に資するため、電気事業で培った経験やノウハウを活用し、市町村や土地改良区などが取り組む小水力発電の導入に対する技術支援を行うもの

概要

○小水力発電導入可能性調査

小水力発電の導入を検討する市町村等から調査依頼を受けて、無償で現地調査を行い、経済性評価を実施します。

○小水力発電導入に関する技術的助言

次の項目について、技術的助言や情報提供を行います。

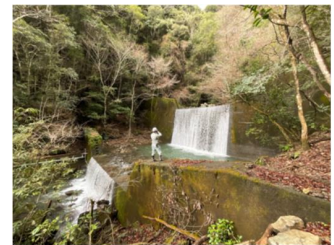
- ・小水力発電設備の計画、設計、工事、維持管理
- ・関係法令（電気事業法、河川法、FIT法等）の手続
- ・一般送配電事業者の送電線や配電線への接続に係る進め方
- ・小水力関連補助事業や固定価格買取制度等に関すること

※ 平成16年度から令和6年度にかけて、71地点の調査を実施しており、そのうち9地点が開発され発電を行っています。

かなやまだにがわ

鉾山谷川地点小水力発電可能性調査 (西米良村)

令和6年度小水力発電の技術支援事例。
西米良村村所地区鉾山谷川において、治山ダムを活用した小水力発電の可能性調査を実施しました。地域の既存インフラを活用した工事費低減の検討、流量測定、発電型式や発電規模の選定、年間発電電力量の計算など経済性の評価を行います。



事業期間

平成16年度～

公立学校情報機器整備支援事業

教育委員会

現状・課題

- ▶ 全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するため、令和2～3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。本県においても、各学校で活用が進んでおり、その効果が実感されつつある。
- ▶ 一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGAスクール構想第2期を念頭に、今後、**5年程度をかけて端末を計画的に更新する**とともに、端末の故障時等においても**子どもたちの学びを止めない観点から予備機の整備**を進める。

事業内容・スキーム

宮崎県公立学校情報機器整備基金を造成し、市町村の端末更新等を支援している。

新たに「**宮崎県GIGAスクール構想推進協議会**」を立ち上げ、端末等の共同調達を実施している。

【1人1台端末・補助単価等】

- ・補助基準額：5.5万円／台
- ・予備機：15%以内
- ・補助率：3分の2

※ 3分の1の地方負担分は地方財政措置されている。
※ 児童生徒全員分の端末（予備機を含む）が補助対象

【入出力支援装置】

視覚や聴覚、身体等に障がいのある児童生徒の障がいに対応した入出力支援装置（予備機を含む）の整備を支援
・補助率：10分の10

＜基金のイメージ＞

文部科学省

基金造成経費を交付

宮崎県(基金)

補助金交付

市町村

【各市町村の端末更新時期等】

令和6年度更新 2市町（延岡市・美郷町）

令和7年度更新予定 19市町村

宮崎市・都城市・延岡市・小林市・日向市・串間市・西都市・えびの市・三股町・国富町・綾町・高鍋町・新富町・西米良村・木城町・都農町・椎葉村・美郷町・五ヶ瀬町

令和8年度更新予定 13市町村

都城市・日南市・日向市・串間市・西都市・三股町・高原町・川南町・門川町・諸塚村・美郷町・高千穂町・日之影町

令和9年度更新予定 2市町（串間市・美郷町）

令和6年度から令和9年度までの更新予定台数（予備機も含む）**91,285台**

事業期間

令和6年度～令和10年度

学びに向かう力を育むAI教材活用事業

教育委員会

目的

一人一人の学習の状況に応じる新たな学習環境としてAI教材を導入し、効果的に活用することにより、児童生徒の学びに向かう力を育む。

概要

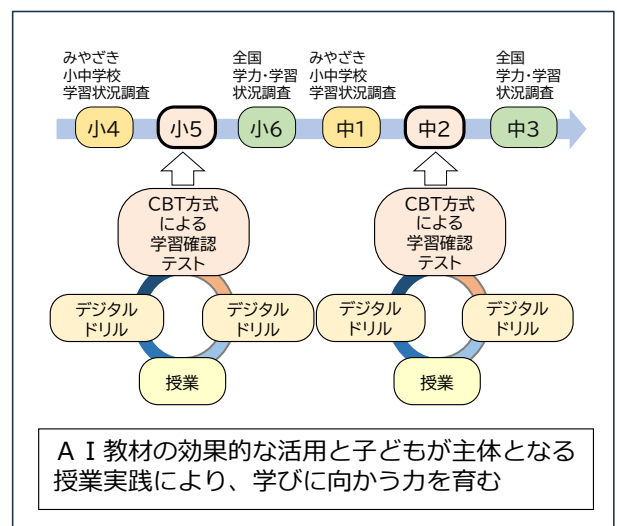
(1) 事業内容

- ① 自分の学びを調整していく力が身に付くAI教材の導入（小学5年生と中学2年生を対象）
ア CBT方式による学習確認テスト
※ CBT・・・コンピュータ上で実施されるテスト
・単元（学習のまとまり）ごとのテスト実施、自動採点やAIによる分析
イ 学習確認テストに連動したデジタルドリル
・学習確認テストの分析結果に応じた補充問題や発展問題の提供

- ② 効果的な活用のための義務教育課ポータルサイトの開設
・効果的な活用方法や子どもの学びの好事例発信

(2) 事業の仕組み

- ① 県 ☐委託 民間企業
- ② 県



事業期間

令和7年度～令和8年度

犯罪情勢と警察の取組

犯罪情勢

1 刑法犯認知件数・検挙件数・検挙率の推移

刑法犯認知件数は、令和3年までは減少傾向にあったが、令和4年に増加に転じ、令和6年も増加(+62件)した。

特徴としては、特殊詐欺が、3年連続で増加するとともに、SNS型投資・ロマンス詐欺が急増した。また、自転車盗難被害が全体の28%(1,216件)を占めている。

2 令和6年の主な特徴

(1) 特殊詐欺等の発生状況

○特殊詐欺

被害件数：74件(+22件)

被害額：2億235万円(-1億5,573万円)

○SNS型投資・ロマンス詐欺

被害件数：81件

被害額：8億9,924万円

(2) 自転車盗難の発生状況

被害件数：1,216件(+95件)

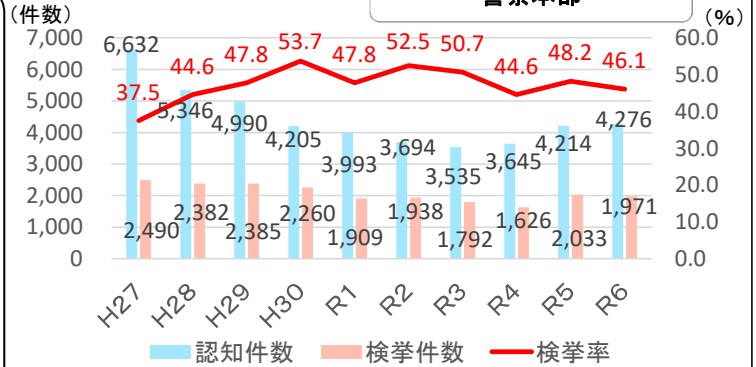
○主な被害場所 駅駐輪場：409件(33.6%)

一般住宅等：385件(31.7%)

○施錠状況 無施錠：925件(76.1%)

○被害者の区分 中・高校生：629件(51.7%)

警察本部



取組

1 特殊詐欺等の対策

- 自動通話録音機の貸し出し
- コンビニ業者等の関係事業者との連携強化
- 高齢者を中心とした固定電話の国際電話利用停止手続の周知・促進

2 自転車盗難対策

- 自転車盗難防止モデル校の指定
- 駐輪場における施錠状況の点検



交通事故の現状と抑止対策

目的

発生件数が減少傾向で推移する中、歩行者が被害者となる交通事故は依然として発生しており、横断歩道に係る交通ルールの啓発・交通指導取締り等により歩行者保護対策を推進する。

警察本部

概要

1 交通事故の現状

令和6年中の発生件数は2,703件で、令和5年より大きく減少(-785件)したが、死者39人中16人(41.0%)が歩行者で、その内5人が横断歩道横断中の事故であるなど、未だ歩行者保護意識が定着したとは言いがたい。

2 抑止対策

(1) モデル横断歩道の指定

過去に横断歩行者の事故が発生した横断歩道や通学路で信号機のない横断歩道59か所をモデル横断歩道に指定し、運転者及び歩行者双方に対する交通安全教育、交通指導取締り、交通安全施設の整備等を効果的に推進して、歩行者事故の一層の減少を図る。

(2) 横断歩行者等妨害違反の取締り

モデル横断歩道を中心に、横断歩行者妨害等違反の交通指導取締りを推進する。

(3) 反射材の着用啓発

夜間の歩行中死者の割合が高く、平成30年以降の歩行中死者はいずれも反射材非着用であった実態を踏まえ、高齢者を中心に反射材を配布し、着用を啓発する。

令和6年中死者の内訳(39人)

